⑹③　貸借対照表
最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度。⑹④ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
⑹④　損益計算書
ａ　最近２事業年度に係る損益計算書について記載すること。
ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
⑹⑤　投資有価証券明細表等
最近事業年度の附属明細表を示すこと。
⑹⑥　投資株式明細表
ａ　投資株式については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
ｂ　非上場証券については、その旨を記載すること。
ｃ　投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
⑹⑦　株式以外の投資有価証券明細表
ａ　株式以外の投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。ｃ及びｄにおいて同じ。）については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。
ｂ　他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。
ｃ　株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
ｄ　株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。
⑹⑧　投資不動産明細表
投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下⑹⑧において同じ。）について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下⑹⑧において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近５年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下⑹⑧において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10％以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近５年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10％以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
⑹⑨　その他投資資産明細表
ａ　投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
ｂ　当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
ｃ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（⑹⑤、⑹⑥又は⑹⑦に掲げる事項）を記載すること。
ｄ　投資資産がｃに掲げる権利以外の権利である場合には、ｃに準じて記載すること。
⑺⓪　借入金明細表
借入先ごとに、最近２事業年度の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。
⑺①　外国組合等の現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
⑺②　その他
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
⑺③　外国有価証券投資事業権利等事務の概要
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。
ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
ｂ　組合員名簿の閉鎖の時期
ｃ　組合員に対する特典
ｄ　外国有価証券投資事業権利等の譲渡制限の内容
ｅ　その他外国有価証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項
⑺④　外国組合等の概要
届出に係る外国組合等の属する国、州等における外国組合等の制度全般にわたり、外国組合等の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。
⑺⑤　外国有価証券投資事業権利等の様式
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
⑺⑥　組織再編成（公開買付け）に関する情報
外国有価証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき外国有価証券投資事業権利等をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。
第七号の六の二様式の次に次の四様式を加える。

第六号の七様式

【表紙】

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）